

入 札 説 明 書 （電子入札）

茨城県警察本部の交通信号機灯器改良等工事に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公 告 日 令和8年9月24日

2 担当部局

〒310-8550 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県警察本部警務部装備施設課安全施設係

電話 029-301-0110(内線)2267

メールアドレス keikaikei02@pref.ibaraki.lg.jp

3 入札対象工事

(1) 工 事 名

第S07-R08022号

交通信号機灯器改良等工事（電子入札対象案件）

(2) 工事場所

茨城県結城市大字北南茂呂 996 番地 3 先

南茂呂交差点 外 13 箇所

(3) 工事概要

交通信号機の灯器改良等工事

(4) 工 期

令和8年10月19日から令和9年1月21日まで（95日間）

(5) 建設工事の種類（業種区分）

電気工事

(6) 本工事は、競争参加資格確認申請書（添付資料を含む。）、入札書（工事費内訳書を含む。）の提出等について、原則として電子入札システムにより行う対象工事である。

(7) 本工事は、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項第2号の規程の適用を受ける監理技術者（以下「専任特例2号の場合の監理技術者」という。）の配置を認める工事である。

4 競争参加資格

入札公告（電子入札）3 競争参加資格による。

5 入札等の手続き

本工事の入札に参加を希望する者のうち、資料の提出、入札及び届出を電子入札システムにより行おうとするものは、本工事の競争参加資格確認申請の受付期間の末日までに電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第13条第1項に定めるものをいう。）を取得し、かつ、茨城県建設工事等電子入札システムを利用するために必要な登録を完了していなければならない。

電子入札システムURL：<http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/nyusatsu.html>

資料、入札書等の提出された時点は、2の担当部局において使用する電子計算機に備えられたファイルに所定の情報が記録された時点とする。

なお、電子入札システムによりがたい場合には、2の担当部局に電話連絡の上、紙入札方式参加承諾願を提出し、承諾を得て郵送（書留郵便に限る。）又は電子メール（画像ファイル）による入札方式（以下「紙入札方式」という。）とすることができる。

6 競争参加資格の確認等

(1) 本工事の入札に参加を希望する者は、あらかじめ競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（別記様式第2号）、別紙「誓約書」並びにアに定める裏付書類（競争参加資格要件として付されていない条件に係るものは除く。）（以下「資料等」という。）を画像ファイル(tif、jpg、png)で作成後、各1部を電子入札システムにより提出するもの

とする。

なお、専任特例 1 号の場合及び専任を要する工事と営業所技術者等との兼務の場合は、「専任特例 1 号の場合の監理技術者等の配置に関する届出書（様式第 4－1 号）」を併せて提出すること。

また、専任特例 2 号の場合は、「専任特例 2 号の場合の監理技術者の配置に関する届出書（様式第 4－2 号）」を併せて提出すること。この場合、別記様式第 2 号の(5)には専任特例 2 号の場合の監理技術者となる者を記載すること。

ア 競争参加資格確認資料裏付書類

(ア) 施行実績の確認に要する書類

「工事実績情報システム（コリンズ）」に登録された当該工事の登録内容確認書（以下「登録内容確認書」という。）又は契約書（又はこれに準じたもの）の写し

※ 登録内容確認書で工事概要等の判断が困難な場合には、工事概要書及び施工図面等の写しを添付すること。

※ 登録内容確認書は、竣工時のものに限る。（(イ)において同じ。）

(イ) 配置予定技術者の資格・施行実績の確認に要する書類

- ・ 資格認定証明書、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了履歴の写し
- ・ 登録内容確認書又は現場代理人及び主任（監理）技術者等選（改）任通知書の写し

(ウ) 配置予定技術者との雇用関係を証する書類（健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し等）

※ 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写しは、あらかじめ基礎年金番号及び他社の個人情報の部分にマスキングを施した状態で提出すること。

イ 電子入札システムによる申請書等の受付日時・提出先

(ア) 令和 8 年 9 月 25 日～令和 8 年 10 月 8 日（茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第 7 号）第 1 条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）必着
いずれの日も午前 9 時から午後 5 時まで

ただし、資料の容量が 2 メガバイトを超える場合には、上記期日の間に郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。ただし、担当部局の了解を得た場合に限り、電子メール（画像ファイル）による提出についても可とする。

なお、この場合においては、①郵送等により送付する旨の表示、②郵送等により送付する書類の目録、③郵送等により送付する書類のページ数、④発送年月日を記載した目録ファイル（様式任意）を申請書に添付して電子入札システムにより提出すること。

(イ) 電子ファイルの作成基準は、茨城県警察建設工事等電子入札運用基準の規定に基づくこと。

(ウ) 郵送する場合の申請書又は資料については、書面（紙媒体）に限るものとする（ウにおいて同じ。）。

(エ) 提出先 2 の担当部局に同じ。

ウ 紙入札方式による申請書等の受領期限・提出先

(ア) 申請書及び資料等について、郵送（書留郵便に限る。）又は電子メール（画像ファイル）にて送付する場合には、あらかじめ 2 の担当部局に承諾を得ること。

なお、提出を郵送又は電子メールで行った者は、入札についても郵送又は電子メールによること。

(イ) 受領期限は、令和 8 年 10 月 8 日午後 5 時まで必着

(ウ) 提出先 2 の担当部局に同じ。

エ 申請書、資料等の作成説明会

実施しない。

オ 申請書、資料等のヒアリング

実施しない。ただし、提出された申請書及び資料等について、説明を求めることがある。

カ 紙入札方式による場合の申請書は、別記様式第 1 号により作成すること。

- (2) 本工事の入札に参加するための入札前の入札参加申請手続の審査は要しない。電子入札システムにおける申請書の受付票は、申請書の受信を確認したものであり、申請内容を確認したのではない。競争参加資格の確認は、開札の結果、落札候補者となった者に対してのみ、競争参加資格の確認の申請日現在で行う。

なお、その結果、競争参加資格がある場合にあっても、競争参加資格確認通知書は通知しない。

- (3) 競争参加資格がないと認められた者には、その旨を書面により通知する。当該競争参加資格がないと認められた者は、その理由について、説明を求めることができる。ただし、説明を求める場合には、参加資格がない旨の通知を受けた日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）に茨城県警察本部警務部装備施設課長に書面（様式は別に定める。）により行わなければならない。
- (4) 受付日時までに申請書及び資料等を提出しない者は、本競争入札に参加できない。
- (5) 同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより本工事に配置予定として申請した者を配置できないときは、本競争入札に参加できない。

7 設計図書

- (1) 設計図書は、インターネット上に公開するので、次のアドレスからダウンロードすること。
入札情報サービス
URL:<http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/ppi.html>
- (2) 設計図書に対する質問がある場合は、簡易な内容確認を除き電子入札システムにより行うこと。
回答及び閲覧は、電子入札システムにより行う。

ア 質疑受付時間

令和8年10月2日～令和8年10月6日（休日を除く。）

いずれも午前9時から午後5時まで

イ 提出先

2の担当部局に同じ。

ウ 回答閲覧期間

令和8年10月2日～令和8年10月7日（休日を除く。）

いずれも午前9時から午後5時まで

- (3) (2)によりがたい場合は、ファクシミリ又は電子メールにより書面等を提出すること。回答は、書面又は電子メールにより行い、茨城県警察本部警務部装備施設課で閲覧に供する。

ア 質疑受付時間

令和8年10月2日～令和8年10月6日（休日を除く。）

いずれも午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 書面の提出先

2の担当部局に同じ。

ウ 回答閲覧期間

令和8年10月2日～令和8年10月7日（休日を除く。）

いずれも午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

8 現場説明会

実施しない。

9 競争入札執行（開札）の日時及び場所

(1) 日時

令和8年10月15日（木）午前11時00分から

(2) 場所

茨城県警察本部警務部装備施設課

電子入札のため、入札参加者の立会いは行わない。

なお、入札参加者が立会いを希望する場合は、立ち会うことができる。

10 予定価格

32, 395, 000円（消費税及び地方消費税を含む。）

11 入札方法等

- (1) 入札書は、電子入札システムにより提出することとし、持参又はファクシミリによる入札は認めない。ただし、2の担当部局の承諾を得た場合には、紙入札方式にすることができる。

ア 電子入札システムによる入札書の受付日時

令和8年10月9日～令和8年10月14日（休日を除く。）必着

いずれも午前9時から午後5時まで

受付日時の間に2の担当部局において使用する電子計算機に備えられたファイルに入札金額その他の所定の情報が記録されない入札書は、受理しない。

イ 紙入札方式による入札書の受領期限

令和8年10月14日午後5時まで必着

期限を過ぎて到達した入札書は、受理しない。

ウ 提出先

2の担当部局に同じ。

エ 提出書類

- (ア) 入札書（紙入札方式の場合には、茨城県建設工事執行規則（昭和43年茨城県規則第69号）様式第1号）

- (イ) 工事費内訳書（別に定める作成例に準じ作成するもの）

- (ウ) 最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（建設業法第27条の27第1項及び第27条の29第1項に基づく通知（建設業法施行規則別記様式第25号の15））の写し（全ての構成員に係るもの。以下この項において同じ。）

総合評定値の請求をしていない者にあつては、最新の経営規模等評価結果通知書及び経営状況分析結果通知書（建設業法第27条の25第1項に基づく通知（建設業法施行規則別記様式第25号の13））の写し

オ 郵送による入札書の提出方法

封筒は任意の二重封筒とし、次のとおりとする。

- (ア) 中封筒は、入札書を入れて、封かんのうえ、「入札書在中」と朱書きで表記し、開札日、入札に係る工事番号及び工事名、入札参加者の商号又は名称を表記すること。

- (イ) 表封筒は、入札書を同封した中封筒、工事費内訳書及び経営事項審査を受審したことを証する書面（最新のもの）の写しに加え、連絡担当者の名刺1枚を入れ、表に入札書送付先郵便番号、住所及び機関名、入札に係る工事番号及び工事名、入札参加者の住所及び商号又は名称、担当者氏名及び連絡先を表記し、併せて「入札書在中」及び「開札日」を朱書きすること。

カ 電子メールによる入札書の提出方法

原則として電子入札システムに登録されているアドレスから送付するものとし、次のとおりとする。

- (ア) 電子メール題名に「入札書」と記載するとともに、電子メール本文に開札日、入札に係る工事番号及び工事名、入札参加者の住所及び商号又は名称、担当者氏名及び連絡先を記載すること。

- (イ) エの書類を画像ファイル（tif、jpg、png）に変換し、パスワードを設定した上で、(ア)の電子メールに添付すること。

- (ウ) パスワードは別の電子メールにて送付すること。

（メールの受信可能容量は10メガバイトとなっているので注意すること。）

キ くじ番号

入札書にくじ番号（3桁の任意の数字）を入力すること。紙入札方式による場合には、入札書余白に「くじ番号〇〇〇（任意の3桁の数字）」と記載して提出すること。

なお、くじ番号の記載がない場合は、「０００」とみなす。

- (2) 入札に際しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等関係法令を遵守すること。
- (3) 入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格等についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。また、落札の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- (4) 入札参加者が連合し、又は不誠実な行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。入札金額の入力ミス等の錯誤又は積算ミス等を理由として入札価格の無効の訴えを提起できないものとする。
- (7) 入札執行回数は、1回とする。
- (8) 入札を希望しない場合は、入札書を提出するまではいつでも辞退することができる。入札を辞退するときは、11(1)アの入札書の提出期間中に電子入札システムにより辞退届（様式第10号）を提出すること。2の担当部局の承諾を得た場合には、入札書の提出締切日までに入札辞退届（別記4）を郵送（書留郵便に限る。）又は電子メールにより提出すること。

入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札において不利益な取扱いを受けるものではない。

なお、期限までに入札書が提出されない場合には、入札を辞退したものとみなす。

12 入札保証金

免除する。

13 工事費内訳書の提出

- (1) 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。
- (2) 工事費内訳書の様式は、別に定める作成例に準じたものとする。
- (3) 提出された工事費内訳書は、返却しない。また、引換え、変更又は取消しは認めない。
- (4) 工事費内訳書の提出は契約上の権利義務を生じるものではないが、提出された内訳書の内容について説明を求めることがある。
- (5) 談合があると疑うに足る事実があると判断される場合には、提出された工事費内訳書を公正取引委員会等に提出する。

14 契約保証金

納付する。ただし、利付国債若しくは利付茨城県債の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

15 最低制限価格

設定する。

16 請負契約書作成

建設工事請負契約書（茨城県建設工事執行規則様式第2号）により、契約書を作成するものとする。

17 支払条件

(1) 前払金

公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（(2)において「保証事業会社」という。）と前払金の保証契約を締結した場合は、請負代金の4割で計算した金額以内の前払金を請求できる。

(2) 中間前払金

中間前払金の認定を受け、保証事業会社と中間前払金の保証契約を締結した場合は、請負代金のうち、2割以内の中間前払金を請求できる。

(3) 部分払

請求できる。ただし、回数は協議して定める。

なお、(3)の請求の後に、(2)の請求はできないものとする。

18 入札の無効

(1) 次のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

ア 入札について不正の行為があった場合

イ 入札書に記載した金額その他必要事項を確認しがたい場合

ウ 指定の日時までに到達しない場合

エ 入札書を2通以上提出した場合

オ 他の代理を兼ね又は2人以上の代理をした場合

カ 紙入札の場合で、委任状を提出しない代理人が入札をした場合

キ 工事費内訳書の提出がない場合

(2) この入札説明書において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びにこの入札説明書において示した入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(3) 開札時点において4に掲げる競争参加資格のない者のした入札は、無効とする。

(4) 入札執行（開札）日までに指名停止措置を受けた者又は他の工事を落札したことにより本工事に配置予定として申請した技術者を配置できなくなった者のした入札は、無効とする。

(5) (1)から(4)までのほか、次のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

ア 電子入札の場合で、開札時点において有効な電子証明書を取得していない者が入札をした場合（開札時点において、電子証明書が有効期間切れ等により失効する場合は、入札書の提出を行う前に、電子証明書の再取得の申請等を行ったうえで、紙入札への移行手続を行うこと。）

イ 2の担当部局の承認を得ず又は指示によらずに紙入札をした場合

ウ 電子入札と紙入札の両方を行った場合

エ 電子入札の場合で、入札者本人又は第三者を問わず、不正な手段により改ざんされた事項を含む場合

19 落札者の決定方法等

(1) 落札者は、予定価格の制限の範囲内の価格で入札した者のうち、最低の価格の申込者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(2) あらかじめ最低制限価格を設定している場合は、最低制限価格を下回る価格をもって申込みをした者については、(1)によらず落札者とししない。

(3) 落札となるべき同一金額の入札をした者が2者以上あるときは、入札と同時に提出した電子くじの入力番号に基づく電子くじにより落札者を決定する。

(4) 入札結果は、入札後直ちに全ての入札参加者に対し電子入札システムにより通知する。紙入札方式により入札した者には、電話又はファクシミリにより通知する。

20 火災保険付保の要否

否

21 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無

22 入札執行の中断、延期、取りやめ等

- (1) 入札参加者が1者のみの場合でも、入札は有効なものとして取扱う。
- (2) 電子入札システムの障害等やむを得ない事由により入札の続行が困難と認められる場合には、入札の執行を中断、延期又は取りやめる場合がある。電子入札システムが長期にわたり停止する場合には、全面的に紙入札に変更するものとする。

23 その他

- (1) 本工事の配置予定技術者が他の工事の配置予定技術者と重複する場合には、主任（監理）技術者重複申請調書を提出すること。また、他の工事を落札したことにより配置予定技術者を配置できなくなった場合には、「競争参加資格確認申請書・入札参加申込書 取下げ書（以下「取下げ書」という。）」を開札日時までに提出すること。いずれの書面についても郵送（書留郵便に限る。）による場合には紙媒体を提出すること。ただし、担当部局の承諾を得た場合に限り、郵送ではなく、電子メール（画像ファイル）による提出についても可とする。

なお、取下げ書については、緊急やむを得ないと認められる場合には、2の担当部局に電話による連絡をし、取下げ書をファクシミリにより提出した上で、速やかに書面を郵送又は電子メールにより提出すること。

- (2) 落札決定後、コリンズ等により配置予定技術者の専任義務に違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。
- (3) 提出された資料は、返却しない。ただし、公表又は無断で他の目的に使用することはしない。
- (4) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置を行うことがある。
- (5) 電子ファイルの作成基準、紙入札での参加の基準その他電子入札システムによる入札手続については、茨城県警察建設工事等電子入札運用基準の規定を遵守すること。
- (6) 監理技術者、専任特例2号の場合の監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）の途中交代については、監理技術者等の死亡、傷病、被災、出産、育児、介護又は退職等の場合や、受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合、工場から現地へ工事の現場が移行する場合、工事工程上技術者の交代が合理的な場合に認める。

なお、監理技術者等を変更する場合は、入札公告（電子入札）3(5)を満たし、かつ、当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。また、工事の継続性、品質確保等に支障を生じさせない観点から、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とすること、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に配置するなどの措置をとること。